

表面

第 号	年 月 日発行
官職氏名	
物品管理法（昭和31年法律第113号） 第12条第2項の規定に基づく監査証票	
財務大臣 財務局長 又は福岡財務支局長	印

別表第二 監査証票の書式

裏面

物品管理法（抄）
（管理事務の総括）
第12条（第1項 略）
2 財務大臣は、物品の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する物品について、その状況に関する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は閣議の決定を経て、分類換、第16条第1項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備考

- 1 用紙は厚紙青紙とし、寸法は日本産業規格B列8とする。
- 2 この監査証票は、財務本省所属の職員に係るものにあつては財務大臣が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するものとする。